

環境配慮型・観光 MaaS  
電気自動車急速充電器設置・運營業務委託  
仕様書

栃木県

## 1 適用範囲

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する環境配慮型・観光MaaS（以下（仮称）「日光MaaS」という。）電気自動車急速充電器設置・運営業務委託（以下、「本事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

### ○日光MaaS

鉄道、EVカーシェアリング、観光施設、アクティビティの検索・予約・決済にかかわる手続きをワンストップで行えるMaaSシステムを構築することで、マイカー旅行からの転換を図り、日光地域を「環境にやさしい観光地」としてブランド化するため、官民が連携して取り組むもの。

## 2 背景・目的

栃木県では、日光地域における観光でのマイカー依存度による交通課題や環境課題が顕著となる中、新たなモビリティサービスであるMaaSを活用し、観光産業の持続的発展とマイカーからの転換による環境負荷低減という地域課題の解決を図り、脱炭素地域の実現を目指している。

本業務は、充電インフラが十分でない中禅寺湖畔周辺等において、電気自動車急速充電器の整備・運営を行うもので、環境配慮型・観光MaaSにおいて提供を予定しているEV等の周遊性を高めることを目的としている。

## 3 業務内容

### (1) 委託内容

甲が指定する2施設への電気自動車の急速充電器設備の設置及び管理運営

### (2) 急速充電器の設置

①設置時期 甲が別途指定する期日

②設置場所 ア 華厳第一駐車場（栃木県日光市中宮祠 2480 番 10）

イ 赤沼駐車場（栃木県日光市日光字奥日光国有林 1102）

※各施設の設置場所は、別紙図面を参照すること。

※予算措置の状況により変動する可能性があることに留意すること。

③設置基数 各施設1基

④規 格 ア 一般的な電気自動車を充電するのに十分な出力・方式等を要していること。

イ 充電回数や使用電力量など使用状況が把握できること。

ウ 国立公園内であるため、景観に配慮した塗装とすること。

(3) 案内看板の設置

利用者に急速充電器があることが分かるよう、案内看板を設置する。

(4) 管理運営

急速充電器の設置後に管理運営を行うこととし、必要な業務は以下のとおり。

管理運営は、1年ごとに更新することとし、企画提案の見積りにおいては6ヶ月分として算定すること。

なお、参考として、R3年度からR5年度までの3か年（30カ月）の総額も算定すること。

- ①電力量料金、電力基本料金の支払
- ②利用者からの問い合わせ対応
- ③日光MaaSと連携したEV利用促進のためのPR
- ④その他運用に係る一切の業務

(5) その他

設置工事に必要な電力会社等との協議を行う。

なお、土地所有者との協議、急速充電器設置に必要な行政手続（公園事業計画の変更等）は甲が行う。

#### 4 作業計画

乙は、本業務の着手にあたり、甲と協議の上、工程等を記載した作業計画書を作成するものとする。

甲は、作業計画の作成に必要な日光MaaSの開始時期など必要な資料・情報を提供する。

#### 5 打合せ

乙は、本業務の実施において、甲や関係機関と必要な協議・打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打合せの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認する。

#### 6 業務管理

乙は、本業務を円滑に遂行するため、経験を有するものを担当者として配置しなければならない。

#### 7 契約期間

契約を締結した日から令和4（2022）年3月31日までとする。

## 8 その他

- (1) 業務の遂行に当たって、乙は甲と十分な連絡を持ち、必要に応じて甲の指示及び承認を受けるとともに、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本業務で設置する急速充電器は、甲に帰属する。
- (3) 本業務の契約は2種類（工事請負契約及び年間管理運用業務委託契約）の契約を締結する。
- (4) 各種制作物についての著作権等に係る問題が生じた場合は、受託者の責任とする。
- (5) 本業務で得られた成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権を含む。）は、全て甲に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、この契約による業務において得た情報を外部に漏らしてはならないものとする。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、実施するものとする。

## 9 留意事項

- (1) 一般的事項
  - ①乙は、本業務の遂行について随時報告を行うこと。
  - ②乙は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (2) 業務に関する事項
  - ①乙は、あらかじめ甲と調整したスケジュールで行うこと。
  - ②乙は、設置工事にあたって必要な人材を確保すること。また、業務遂行に必要な知識等に精通しておくこと。
- (3) その他
  - ①乙は、本業務公募に係る全ての書類、またその内容について、甲の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
  - ②乙は、本業務仕様書に定めのない事項については、甲と随時協議するものとする。

## 10 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結時に速やかに提出するもの
  - ①作業計画書
- (2) 工事完了後に速やかに提出するもの
  - ①完了届
  - ②施工図面など急速充電器の整備内容が分かるもの

(3) その他、甲が業務確認に必要と認める書類